

【事業契約書本編に関する質問及び回答】

No	文章	ページ	章	条	項	番号 ()	質問事項	回答
1	本編資料	9	第1	第6	4		事業者は、市が国庫補助を受けるための協力を行なうこととありますが、国との折衝等、補助金獲得に向けての事務自体は市の役割分担であり、補助金の額についてのリスクも市の負担と考えてよいでしょうか。	割賦元本は、事業契約書（案）別紙8の図8-1に示すスケジュールに従って確定します。なお、補助金の申請額と交付額の減少等の場合は、事業者は自ら資金調達を行い設計・建設費に充てるものとし、市はこのことにより事業者が発生する損害を負担しません。
2	本編資料	11	第2	第12	3		「合理的な追加費用は市が負担する」とあるが、その負担は「設計・建築・工事監理に係る事業者の追加費用 維持管理・運営に関する追加費用はいつ支払われるのでしょうか。（前条同様、協議にて定めるものとするのでしょうか。）	協議によるものとします。
3	本編資料	14	第3	第20	5		「予測できない瑕疵があることが判明した場合、市は新設の設計変更に要した追加費用を負担する」とありますが、これらにより、設計費用、建設費用、維持管理・運営費用が追加となった場合は市はいずれの増額費用も負担すると考えて良いですか。	ご質問のとおりですが、第20条第5項に示すとおり、事業者は、当該追加費用及び損害の発生及び拡大を低減するよう最大限の努力をしなければなりません。
4	本編資料	15	第3	第22	1	1	保証金につき、(1)では建設工事に相当する金額（H16.6.8質問回答47によれば別紙8に定める額）の10%以上、即ち割賦金利他を含めた額を基準としており、(2)では設計、建設、工事監理請負契約で定める額、即ち割賦金利他を含めない金額を基準と一致していないように思われますので統一して頂くようご検討をお願い申し上げます。	第22条に規定する「設計・建設費」を、「建設工事に相当する金額（設計費、工事監理費及び消費税相当額を含む）」に訂正します。 なお、平成16年6月8日公表の事業契約書（案）質問回答No. 47における回答に関して、「第22条(1)に関しては、別紙8によって定義されているとおりですが、(2)に関してはSPCと建設会社との請負契約に基づく金額となります。」という回答を、「設計・建設費を、建設工事に相当する金額（設計費、工事監理費及び消費税相当額を含む）」に訂正します。」と訂正します。
5	本編資料	15	第3	第22	1	1	第22条に定める「保証金」は、第65条第1項(1)に定める損害賠償の額と同等以上が望ましいと思われませんが、後者は基準となる額が設計・建設費（割賦金利を除き開業費用などは含む）額とされ、前者の(2)の場合損害賠償の額が保証金でカバーしきれないことが起こります。いずれも「設計・建設費」の定義の揺らぎが原因と思われしますので、統一頂くようご検討をお願いします。	第22条に定める設計・建設費に関しては、No.4に関する回答と同様です。なお、第65条第1項(1)に定める金額は違約金であり、損害額との差額が生じた場合は、同条第3項の規定に従い、事業者は市の請求に基づき支払うこととなります。
6	本編資料	18	第3	第29	5		「市が実施する埋立地棟及び配送センター棟施設の敷地の埋立工事の遅延については、市の責めに帰すべからざる事由による」とありますが、仮に本条項を発動し事業者側が別紙6の負担割合に従いかかる費用負担を行うと、その補償を埋立工事業者に求めることとなると思われます。事業者側から埋立工事請負契約における権利関係は不明であり、かかる事象については一義的には市に全額負担頂き、市より埋立工事業者に補償請求頂くことが望ましいと思われしますので、本条項の修正をご検討願います。	事業契約書（案）に示すとおりとします。
7	本編資料	18	第3	第29	5		「埋立工事の遅延については市の責めに帰すべからざる事由によるものとする。」とありますが、本件事業者決定から着工迄の期間が長く、事業者が負担する建築費用の物価変動リスクを負担すること及び金融関係費用（ミットトワイ等）が追加負担となること等から、事業者の責めに帰さない延長事由は全て追加費用対象すべきと考えます。御教示下さい。	事業契約書（案）に示すとおりとします。
8	本編資料	18	第3	第29	5		「市は合理的な範囲で追加費用を負担する」とありますが、いつどのようにして支払われるのでしょうか。	協議事項となります。
9	本編資料	22	第4	第41			前回、6月8日付質問及び回答のNo. 83において、「貴市が近隣対策として周辺の清掃を行っている。」と記載されていますが、その範囲と頻度はどのようなものかご教示ください。	市場に接する公道の歩道及び中央分離帯の清掃を、年3回実施しています。

10	本編資料	27	第7	第55	1		サービス購入費の支払いは本件施設の維持管理および市場PR施設運営の各業務を実施していることの確認がなされたことを条件とし、別紙8記載のスケジュールに従い平成21年度から支払うことになっております。しかしながら、維持管理業務は埋立地棟および配送センター棟施設引渡し日の翌日から（平成20年度）開始しますが、この1年間の維持管理業務に相当するサービス購入費は、P.55別紙8の表8-4欄外に記載の通り平成20年度に支払われ、その支払方法はP.56表8-5の通り3期に分けて行われると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
11	本編資料	28	第8	第59	2,3		「当該物件等を直ちに撤去」とあるが、維持管理・運営継続に必要な器械・器具は簿価又はリ-ス残価にて市が引き取る方が得策と思われるのですが、これらも全て撤去すべきでしょうか。	事業契約書（案）に示すとおり直ちに撤去するものとお考えください。
12	本編資料	32	第8	第65	1	1	第65条第1項(1)に定める損害賠償の額は、第22条に定める「保証金」の同等以下が望ましいと思われませんが、前者は基準となる額が設計・建設費（割賦金利を除き開業費用などは含む）額とされ、後者の（2）の場合損害賠償の額が保証金でカバーしきれないことが起こりえます。いずれも「設計・建設費」の定義の揺らぎが原因と思われしますので、統一頂くようご検討をお願いします。	No.5に関する回答と同様です。
13	本編資料	35	第11	第76			「本契約締結時点で市及び事業者が予測不可能であったと認められる新たな公租公課の負担」とは新たな税制に加え、既にある税金の税率上昇も含まれると理解して良いですか。またこの場合、事業者の事業が困難な場合、市はサービス購入費の変更(増額)の協議ができると判断して良いですか。	本契約締結時点で市及び事業者が予測不可能であったと認められる場合においては、ご質問のとおり協議できるものとします。

【事業契約書別紙に関する質問及び回答】

No	文章	別紙番号	ページ	項	番号()	番号	記号	番号)	質問事項	回答
1	別紙	6	46	1	()				別紙6の1中に「累計で」とあり、本編資料第29条第5項、第31条第2項、第33条第3項、第63条第6項及び第73条第2項に「別紙6に規定する負担割合に従い市及び事業者が負担する」とありますが、この本編資料各条項に定義する様々な事象が仮に同時に発生したとしても、事業者負担はあくまで「累計で設計・建設費相当の100分の1」を超過することはないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
2	別紙	8	49	1	1	1			表8-1中に補助金（消費税込み）とありますが、「設計・建設費」の中に消費税は含まれないので当該部分の表記は「消費税抜き」となるかと思われます。ご確認頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。補助金のうち、消費税相当分を除いた額となります。
3	別紙	8	49～66						施設の修繕費・更新費についても維持管理費の一部として、毎年度平準化して事業者を支払われるとされていますが、この場合、事業者側は修繕の生じない年は有税にてこれを積み立てることになり、結果として市の負担額が増えることとなります。市の負担軽減の観点から、修繕費・更新費については、実際に修繕が発生する年度に都度、当該費用を事業者を支払う形に変更願えないでしょうか。	修繕費・更新費の計上方法に関しては、事業者の提案によるものと考えております。

4	別紙	8	50	1	1	1	1	1	不動産取得税については、H21.3.31時点での見込み額をもって確定額とするとありますが、万一割賦元本確定後に見込み額を超過する税が生じた場合は調整頂けないでしょうか。 もし調整頂けない場合は、第1期工事分の引渡後に生じた同税の実績を踏まえ、市と事業者側で妥当な額を算定するための十分な協議の場を設定して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	協議は行いません。なお、過度な見込み額に対する超過は想定されないものと考えています。
5	別紙	8	51	1	(1)		イ	1)	廃棄物処理手続き業務のうち変動費として発泡スチロールの溶融及び段ボールの梱包に要する「処分業務費」が位置付けられていますが、様式集53号様式～56号様式において記載する場所がありません。どのように記載したらよいかご指示願います。 また第70号様式の【入札価格内訳書】においては、「廃棄物処理手続業務のうち、変動費」の欄を2段に分けて記載してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、適宜欄を追加し、第70号様式へご記入ください。
6	別紙	8	54	1	1	3			表8-3の脚注の消費税の説明が割賦元本にかかる消費税となっていますが、割賦元本及び補助金にかかる消費税の誤りと思われる。ご確認頂けますでしょうか。	ご理解のとおり、表8-3の支払分類の項目における消費税に関しては、「割賦元本にかかる消費税」及び「補助金のうち、消費税相当分」が含まれます。
7	別紙	8	52	1	(1)		イ	2)	産業廃棄物搬出量を「場内において確実に計測するもの」とありますが、要求水準書P.51に記載の通り場外でも搬出業者が確実に搬出量を計測すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 なお、事業契約書(案)別紙8(p.52)に示す「当該期に搬出される全ての産業廃棄物搬出量であり、搬出業者が場内において確実に計測するものとする。」の表記を「当該期に搬出される全ての産業廃棄物搬出量であり、搬出業者が自ら確実に計測するものとする。」に訂正します。
8	別紙	9	68	2	(1)				維持管理費のうち「産業廃棄物搬出業務加重平均単価」は事業者にてコントロールできる単価ではないことから、事業者が算定した本件の前提単価が著しく乖離した場合、市がその算定根拠に合理性ありと判断した時にはインデックスによる増減にかかわらず、増減可能として頂くことはできないでしょうか。	産業廃棄物搬出業務加重平均単価Bは搬出業務費を構成する単価の一つであり、搬出業務費の改定に関しては、別紙9.2.(2)に示すとおり、インデックス以外の改定も行つてことがあります。
9	別紙	9	69	2	(2)				変動維持管理費のうち「搬出業務費」は5年ごとに協議を行うこととなっておりますが、このうち一般廃棄物の処理単価に相当する市のクリーンセンターの手数料単価に改定があった場合は、5年以内でも手数料単価の変動に相当する金額について、搬出業務費を改定するものと考えてよろしいか。	市クリーンセンター手数料単価は、当該期に市が定める手数料単価を適用します。
10	別紙	9	69	2	(2)				事業者の想定と著しく乖離していると認められる場合は「5年ごと」とは関係無く、当該費用の改定ができると考えて良いですか。	原則5年ごととしますが、著しい乖離が明らかである場合、市は協議に応じることもあります。
11	別紙	9	67～69						設計・建設期間中の物価変動リスクについて、既に回答を頂いているところですが、これまでのPFI事業の中でも設計・建設期間が4年にも及ぶのは本件が初めてであり、その間の物価変動リスクをすべて事業者側の負担とするのは、事業者の負担が過大と预料します。維持管理期間中と同様、一定のルールに基づき市と事業者がリスクを分担する形にご再考頂けないでしょうか。	入札説明書等に示すとおりとします。